## 事業概略書

事 業 名	意思疎通支援事業における要約筆記者の専門技術のあり方
事業目的	近年の技術革新に伴い、音声認識システムを利用して音声をそのまま文字にする方法が身近になった。要約筆記など人が音声を文字化する方法との差異を明らかにし、今後、要約筆記者に必要な専門性などを整理する。また、日本は障害者権利条約を批准し、障害者福祉施策は別分野での施策も含めて充実する方向が出されている。現在、要約筆記事業は福祉分野で実施されているが、今後の他施策との関係性についても検討し、総合的に聴覚障害者の情報保障のあり方を検討する。
事業概要	要約筆記事業の実態を把握するため、昨年度実施のアンケート結果から 22 事業体を抽出。要約筆記事業担当者に聞き取り調査を行った。2015 年度、 2017 年度の派遣件数、派遣依頼内容などから障害者差別解消法等の影響を 推察した。また、音声認識システムと要約筆記との差異を検討するため、 要約筆記ソフトの開発者にヒアリングを行った。要約筆記が聴覚障害者の ニーズにより応えるための専門性検討には、連係入力の手法を取り上げた。 派遣事業において連係入力を実施している事業体から入力の動画の提供を 受け、詳細に分析した結果から、望ましい連係入力のあり方を検討した。
事業実施結果 及び効果	聞き取り調査を通じて、2015年、2017年度を比較すると、要約筆記派遣件数が増加している事業体が目立った。これは障害者差別解消法での合理的配慮や事業者による環境整備が原因と思われる。しかし、微増にとどまっており、今後の施策充実には聴覚障害者および行政からの啓発、周知が必要だろう。要約筆記は音声認識による大量な文字表出とは異なり、対人支援も含めて聴覚障害者の社会参加を促進するために通訳技術を駆使する。要約しても過不足なく内容を伝えるために連係入力がある。聴覚障害者の個別のニーズにさらに応えるための方策の一つとして連係入力の精度を高めていくことが重要である。
事業主体	郵便番号: 461-0001  所 在 地:名古屋市東区泉 2-25-21 高岳院ビル4B  法 人 名:特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会 電話番号/E-MAIL: 052-325-7070 /zenyouken@miracle.ocn.ne.jp

## (注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ250字程度で簡潔に記入すること。